

市民の皆さまへ。オオキンケイギク・アレチウリ「特定外来生物」一斉駆除のお願い。

■**特定外来生物とは**→特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)により、飼育・栽培・保管・運搬・輸入が原則禁止されている動物や植物です。

■**オオキンケイギクの特徴**→オオキンケイギクは北米原産の多年草で、高さ30～70cm程度。5月～7月頃にかけて

黄色のコスモスに似た花を咲かせます。花の直径は5～7cm程度。かつては工事の際の法面緑化に使用したり、苗が流通していましたが、あまりに強く、いったん定着してしまうと在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまうため、平成18年に外来生物法に基づく特定外来生物に指定されました。



市内住宅地に群生していたオオキンケイギク
現在は駆除されています。2012年6月1日撮影



オオキンケイギクの駆除方法と注意事項

- 刈り取らず、根を残すことなく引き抜く。ビニール袋等に入れ完全に密封して、可燃ごみとして出してください。
- 地下茎と種で増えるため、地上部分を刈り取っただけでは、翌年また同じ場所に生えてきます。
- 庭や花壇に植えたり種をまいて育てると、外来生物法により罰せられます。

アレチウリの特徴

北米原産の一年草で、河原や土手に広がり、葉やツルはざらつき、ツルには白い毛が生え、ウリ科植物特有の巻ヒゲで他の植物に絡みつき、驚異的な生育速度と繁殖力で密生します。平成18年に特定外来生物に指定されました。

一年草なので冬には枯れてしまっていますが、ツルは丈夫なので枯れても絡み合ったまま残ります。

芽生えは5月～10月頃まで続きますので、成長する前にこまめに抜き取るのが効果的です。抜きとったら、その場でビニール袋に入れて枯渇するまで数日放置し、可燃物として処分します。



市内に群生していたアレチウリ
現在は一部駆除されています。2013年8月22日撮影

オオキンケイギクとアレチウリの「防除実施計画」 を策定しました。特定外来生物は駆除しましょう！

防除実施計画 銚子市

銚子市ではオオキンケイギク・アレチウリの防除実施計画を策定し、オオキンケイギクとアレチウリの駆除を計画的に行い、市内全域からの根絶を目標としています。



オオキンケイギク

この計画は、環境省へ防除の申請をし、認められました。このことにより、個人、ボランティア等による特定外来生物の防除は、防除実施計画の防除従事者台帳に登録することにより、市が行う防除の一部として実施することが可能となりました。

「銚子の生態系を守る会」も銚子市の防除従事者台帳に登録し、オオキンケイギクとアレチウリの駆除と市民への周知活動を積極的に行っています。

特定外来生物 Q&A

Q 防除の目的は？

A 旺盛な繁殖力で他の植物を締め出し、生態系に悪影響を及ぼしかねないため、オオキンケイギクとアレチウリの駆除を行い、市内全域からの根絶を目標としています。

Q 栽培は禁止されているのですか？

A 法律(外来生物法)で栽培や移動などが禁止されています。

Q 罰則はあるのですか？

A 個人の場合は、懲役3年以下もしくは、300万円以下の罰金が科せられます。法人は1億円以下の罰金が科せられます。

Q 他にはどんな特定外来生物がありますか？

A オオキンケイギク、アレチウリを含めて、植物は12種類が指定されています。魚では、ブラックバスやブルーギル等。他にもキョン、カミツキガメ、セアカゴケグモ、アルゼンチンアリ等が有名です。